

新訂第3版 火災予防 違反処理の基礎

改定危険物施設違反処理基準対応・
違反是正に関する事例登載版

目次

新訂第3版に寄せて

新訂第2版に寄せて

新訂版に寄せて

は し が き

第1章 違反処理に関する基本的事項

第1 総説	3
1 違反処理の意義	3
2 違反処理の目的	3
3 違反処理の必要性	3
(1) 本来的必要性	4
(2) 副次的必要性（違反処理の効果的側面）	4
4 予防行政における違反処理の位置づけ	4
5 違反処理のあり方（行政姿勢）	5
(1) 違反処理の対象	5
(2) 違反処理の結果的措置性	5
(3) 行政指導前提の原則	5
(4) 行政公平の原則	5
(5) 関係者等に対する適切な接遇	6
6 違反処理の基本的留意事項	6
(1) 違反事項等の正確な把握と適正な法令の適用	6

(2) 規制範囲（限界）の適正な把握	6
(3) 警察比例の原則	7
(4) 警告事項等の追跡指導	7
7 違反処理における警察行政（作用）と規制行政（作用）	7
8 権限の不行使と消防の責任	8
(1) 責任の態様	8
(2) 権限の不行使と行政責任	11
(3) 権限の不行使と法的責任	11
9 違反処理と行政争訟	12
(1) 警告と行政争訟	12
(2) 命令と行政争訟	12
(3) 許可の取消しと行政争訟	13
10 予防行政における危機管理	14
(1) 命令を発動した場合のリスク	14
(2) 命令を発動しなかった場合のリスク	14
(3) 危機管理のあり方	14
第2 違反処理の種別（態様）	16
1 警告	16
(1) 警告の意義	16
(2) 警告の法的性質	16
(3) 警告の主体（警告を行う者）	16
(4) 警告の客体（名あて人）	17
(5) 警告の要件	17
(6) 警告の内容	17
(7) 警告の履行期限	18
(8) 警告の形式	18

2 命令	18
(1) 命令の意義	18
(2) 命令の主体（命令権者）	19
(3) 命令の客体（名あて人・受命者）	20
(4) 命令の要件	22
(5) 命令の内容（措置の内容）	23
(6) 命令の履行期限	24
(7) 命令の形式	24
(8) 命令と教示	26
(9) 命令の瑕疵（欠陥）	28
(10) 命令の成立と効力	30
(11) 命令の補正	33
(12) 命令の発動と標識等による公示	34
(13) 命令事項の履行催告	40
(14) 命令の解除	40
(15) 再命令	43
(16) 命令と行政手続法との関係（不利益処分 _{に該当} する命令を行う場合の事前手続）	44
(17) 命令の役割	48
3 許可の取消し	49
(1) 許可の取消しの意義	49
(2) 許可の取消しの主体（取消権者）	49
(3) 許可の取消しの客体（許可の取消しの名あて人）	49
(4) 許可の取消しの要件	49
(5) 許可の取消しの形式	51
(6) 許可の取消しと教示	51

(7) 許可の取消しの効力の発生	51
(8) 許可の取消しと行政手続法との関係	52
(9) 許可の取消しと告発との関係	52
4 告発	53
(1) 告発の意義	53
(2) 告発の法的性質	53
(3) 告発の効果	54
(4) 告発の主体（告発権者）	54
(5) 告発義務	55
(6) 告発期間	56
(7) 公訴の時効	56
(8) 告発の方法	57
(9) 告発の代理	58
(10) 告発の取消し	58
(11) 再告発	59
(12) 消防法令違反と責任条件	62
(13) 消防法令違反と危険犯	66
(14) 命令違反に対する告発の不作為と法的責任	66
5 行政代執行	67
(1) 代執行の意義	67
(2) 代執行の対象となる義務	68
(3) 代執行権者	70
(4) 代執行の要件	71
(5) 代執行の手続	72
(6) 代執行と行政争訟	74

第2章 違反処理の調査

第1 総説	77
1 違反調査の意義	77
2 違反調査の目的	77
3 違反調査の権限	77
4 調査事項	78
(1) 違反事実の特定に必要な事項	78
(2) 違反の情状を認定する事項	78
5 違反調査上の留意事項	79
(1) 一般的（共通的）留意事項	79
(2) 告発を前提とする調査における留意事項	80
第2 違反調査の方法（手段）	82
1 立入検査	82
(1) 立入検査の役割	82
(2) 立入検査と実況見分、現認または実査との関係	82
2 実況見分	83
(1) 実況見分の意義	83
(2) 実況見分の目的	83
(3) 実況見分の法的性格	84
(4) 実況見分の根拠	84
(5) 実況見分と調書の作成を必要とする場合	84
(6) 実況見分調書の証拠能力	85
(7) 実況見分調書の形式	85
(8) 実況見分実施上の留意事項	86
(9) 実況見分調書記載上の留意事項	88
3 質問権	89

(1) 質問権の役割	89
(2) 質問権の法的性質	89
(3) 質問権の行使と答弁拒否権告知の要否	90
(4) 質問権の場所的限界	90
(5) 質問事項	90
(6) 質問の相手方	91
(7) 質問に対する答弁を拒否された場合の補完手段	91
(8) 質問調書	91
4 危険物の収去権	99
(1) 危険物の収去権の意義	99
(2) 収去の法的性質	100
(3) 収去の主体（収去権者）	101
(4) 収去権の場所的限界	101
(5) 収去の方法	102
(6) 収去を拒否された場合の補完手段等	103
5 資料提出命令	104
(1) 資料提出命令の意義・役割	104
(2) 資料提出命令の主体（命令権者）	104
(3) 資料提出命令の要件	105
(4) 資料提出命令の特異性	106
(5) 資料提出命令の対象	106
(6) 資料提出命令の形式	107
(7) 提出された資料の返還の要否	108
(8) 提出された資料の受領および返還手続	109
(9) 資料提出命令書の様式例および記載例	110
6 報告徴収	113

(1) 報告徴収の意義・役割	113
(2) 報告徴収の対象	113
(3) 受領した報告文書の返還の要否	114
(4) 報告文書の受領手続	114
(5) 報告徴収書の様式例および記載例	114
7 現場写真の撮影	116
(1) 現場写真の撮影の意義	116
(2) 現場写真の撮影の性質	117
(3) 現場写真の撮影の根拠	117
(4) 現場写真の証拠能力	117
(5) 現場写真の撮影方法および撮影上の留意事項	117
8 公的資料の収集	119
(1) 住民票、戸籍謄（抄）本の場合	119
(2) 商業登記簿謄本の場合	120
(3) 建物登記簿謄本の場合	121
第3 調査結果の報告	123
1 違反調査を必要とする場合	123
2 調査結果の報告手段	123
3 違反調査報告書の様式	123
4 違反調査報告書の作成要領	125
(1) 様式例Aの場合	125
(2) 様式例Bの場合	128
第4 違反処理の要否の決定	131
1 違反処理に関する基本的な考え方	131
2 違反処理基準	131
(1) 防火対象物違反処理基準（平成26年3月4日改正）	131

(2) 危険物施設違反処理基準（令和3年3月26日改定）……………172

第3章 違反処理の要領（方法）

第1 警告書の作成要領等……………191

1 警告書の作成……………191

(1) 警告書の様式……………191

(2) 警告書の作成要領……………192

(3) 警告書の作成例……………199

2 警告書の送達……………210

(1) 原則……………210

(2) 例外（その1）……………210

(3) 例外（その2）……………210

3 警告書送達後の措置……………210

(1) 警告事項の是正指導……………210

(2) 履行期限経過後の措置……………210

第2 命令書の作成要領等……………212

1 命令書の作成……………212

(1) 命令書の様式……………212

(2) 命令書の作成要領……………214

(3) 命令書の作成例……………219

2 命令書の送達……………253

3 命令書送達後の措置……………253

(1) 命令事項の是正指導……………253

(2) 履行期限経過後の措置……………253

第3 許可取消しの手続要領……………254

1 許可取消しの上申……………254

2 聴聞の実施……………254

3	取消処分決定の通知等	254
4	許可取消書の交付	254
5	許可取消し後の処理	255
6	その他の処理	255
7	許可取消しの流れ	255
8	許可取消書等の様式例	256
第4	特例認定取消しの手続要領	261
1	特例認定制度	261
2	特例認定の法的性格	261
3	特例認定の取消し	261
4	特例認定取消しの法的性格	262
5	特例認定取消しの処理手続	262
第5	不利益処分を行う場合の聴聞、弁明手続	265
1	聴聞手続の概要	265
(1)	聴聞の対象となる不利益処分	265
(2)	聴聞の通知	265
(3)	利害関係者の参加	265
(4)	代理人・補佐人の選任と文書等の閲覧	266
(5)	聴聞の審理	266
(6)	審理結果の報告等	267
(7)	不利益処分の決定	267
(8)	異議申立ての排除	267
2	弁明手続の概要	268
(1)	弁明の対象となる不利益処分	268
(2)	弁明手続の通知	268
(3)	弁明の審理	268

第6 告発の要領	269
1 告発の実務上の要件	269
2 告発書の作成要領	278
(1) 告発書の様式	278
(2) 書類作成上の一般原則	279
(3) 告発書の記載要領	280
3 告発にかかる捜査機関との打合せおよび告発書の提出	308
(1) 捜査機関との打合せ	308
(2) 告発書の提出	308
4 告発後の刑事手続	309
(1) 捜査機関による被告発人等の取調べ	309
(2) 検察官による処分の決定および通知等	310
(3) 略式手続	312
(4) 公判請求（正式裁判の請求）	315
第4章 違反処理に係る裁判例等	
第1 総説	333
第2 告発により略式起訴された事案	334
第3 告発により正式起訴された事案	379
第4 違反是正に関する事例	426
索引	443